

令和8年度第2回 しまね社会貢献基金 寄附者設定テーマ事業のご案内

島根県では、県内外の個人・企業のみなさまからの寄附金をもとに、社会貢献活動の必要経費の助成を行っています。

「**島根の豊かな自然環境を守りたい!**」
「**子育て支援に使ってほしい!**」など、思いのこもったご寄附を
具体的な行動に変え、地域の課題解決に繋げませんか。
皆さまからの募集をお待ちしております!



しまね社会貢献基金の 寄附者設定テーマ事業を活用するメリットとは?

活動年数の浅い団体*も

まとまった
活動資金が
手に入る!

*申請には1年以上の活動期間が必用

厳正な審査あり

団体の信用・
実績作りに!

活動内容は
県HP等でも
広くPR!

応募可能団体

しまね社会貢献基金
登録団体及び登録予定団体

事業募集期間

令和8年5月13日 水



令和8年6月19日 金 17時必着

採択後のスケジュール

■審査委員会(プレゼン審査)
令和8年7月中旬～下旬

※正式な日程は後日通知します。
※オンラインによる参加も可能です

■採択事業の実施期間

採択日から
令和9年3月31日まで

※採択前または令和9年3月31日を過ぎてから
発生した経費は助成の対象外です。

応募条件などの詳細は募集要項をご確認ください



【問合せ先】島根県NPO活動推進室 ☎0852-22-5096

この事業を最大限に活用するために しまね社会貢献基金寄附者設定テーマ事業 活用ガイド

しまね社会貢献基金寄附者設定テーマ事業は、県内外の個人・企業の皆様からの意向や期待のこもった寄附金を集め、その寄附者の希望する活用分野（テーマ）に沿う、よりよい活動に対し助成を行うことで、NPO法人等の自由な発想や専門的なノウハウを生かした地域課題の解決に繋げることを目指す制度です。この事業を最大限に活用し、以下のポイントをご理解いただいた上で本制度をご活用ください。ご応募を心よりお待ちしております。

1. 応募資格

この事業にご応募いただくには、基金利用団体としての登録手続きが必要です。

登録団体となるには、主たる事務所が島根県内、1年以上の活動期間など、所定の登録要件を満たす必要があります。基金登録団体となった後も、毎年書類の提出などをしていただく必要があります。まずは募集要項をご確認のうえ、ご相談ください。

2. 応募の前に

- ・この事業は、特定のテーマを希望する寄附金が一定額以上集まった後に事業募集を行います。したがって、**活動内容に合致するテーマの募集がない可能性もある**ため、応募前に募集要項をよくご確認ください。
- ・一つの団体が応募できるのは、一つの事業のみです。また、提案団体自らが実施する活動である必要があります。
- ・宗教的・政治的活動を目的とした事業は助成の対象外です。
- ・事業対象経費が10万円以上の場合に申請が可能です。10万円以下の事業に対し助成を受けたい場合は、しまね社会貢献基金の他の支援事業（団体活動支援事業・クラウドファンディング事業）や、他の助成制度の活用をご検討ください。

3. 審査委員会について(重要)

- ・この事業は、民間の委員を主体にした公開の審査会で、**提案事業のプレゼンテーション（目安：4分程度）**を元に選考を行います。
※オンラインによる参加も可能です

- ・ご自身の団体単独ではなく、他の団体（NPO、企業、行政、教育機関、専門家等）など**多様な主体と協働で行う事業の場合は審査時に加点の対象となります。**
- ・採択事業について、**実施方法・執行額等に条件を付す場合があります**（例：複数の団体で支援金額を配分する等）。採択された事業は必ず実施いただく必要があるため、希望する金額が満額得られない場合、どのように事業を実施するかを含め、計画を立てるようお願いいたします。

4. 助成対象経費について

本事業で助成可能な経費は活動に直接必要な経費に限ります。

[例] 人件費、報償費（講師等謝金）、旅費、材料費及び消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料など
※備品購入費（1点10万円以上）は対象外

事業内容にそぐわない経費、採択前に発生した経費や年度をまたぐ経費は助成の対象となりませんので、詳細な計画と予算管理にご留意ください。

また、**寄附金は、県の「公金」として執行されます。そのため、寄附金の使途、事業の実現性・実行性について、厳正に審査いたします。**

事業完了後には報告書の提出が義務付けられており、県ホームページ等で公開します。

5. ご不明な点・お困りごとは

ご応募や事業実施に関して、ご不明な点やお困りごとがあれば、お気軽に島根県NPO活動推進室までご連絡ください。

問い合わせ
書類送付先

島根県環境生活部環境生活総務課NPO活動推進室
〒690-8501 島根県松江市殿町1番地（東庁舎2階）
電話：0852-22-5096
メール：npo@pref.shimane.lg.jp